施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第四号様式及び第五号様式	国家戦略特別区域法第12条の５第８項において準用する児童福祉法 国家戦略特別区域法施行令第９条において準用する児童福祉法施行令	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第15条第１項に規定する準用旧児童福祉法 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和７年政令第337号）附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十	特区法第十二条の五第八項において準用する法	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十二号	国籍	国籍等
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十第三号	特区法	令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四号及び第六条の三十四の二第二項	特区法	施行日前国家戦略特別区域法
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十三の二	特区法施行令第九条において準用する令	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令（以下第六条の三十六において「準用旧児童福祉法施行令」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四第二号	法第十八条の五第一号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第一号
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四第三号	法第十八条の五第二号、第三号又は第五号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第二号、第三号又は第五号
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四の二	特区法第十二条の五第四項各号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五各号
	特区法第十二条の五第八項において準用する法	準用旧児童福祉法
	法第十八条の二十二	第十八条の二十二
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十五及び第六条の三十六	特区法第十二条の五第八項において準用する法	準用旧児童福祉法
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十六	第六条の三十四	児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）附則第二条によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四
	特区法施行令第九条において準用する令	準用旧児童福祉法施行令

（様式に関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令・省令

○内閣府・文部科学省令第四号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十五条第六項、第二十七条の六第一項及び第二十七条の七の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子